

意見第 8 号

東海第二原子力発電所の運転期間を延長しないことを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2018年9月14日

提出者 久喜市議会議員  
猪 股 和 雄  
賛成者 久喜市議会議員  
岡 崎 克 巳  
杉 野 修  
渡 辺 昌 代  
田 村 栄 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

東海第二原子力発電所の運転期間を延長しないことを求める意見書

日本原子力発電(株)は昨年11月24日、東海第二原発の運転期間の20年間延長を原子力規制委員会に申請した。これは「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定する原発の運転期間を原則40年に制限するルールから外れる申請であると批判されている。

東海第二原発の半径30km圏内には、国内の原発として最多の約96万人が居住している。にもかかわらず、事故が起きた場合の避難計画は不十分で、現状では、周辺自治体による再稼働への同意も見通せない。避難計画では埼玉県にも4万人が避難するとされている。しかし原発周辺住民の避難経路、避難体制、避難先の受け入れ態勢も全く不十分で、そもそも96万人の人々が短時間のうちに避難することなど極めて困難と言わざるを得ない。

東海第二原発は2011年3月11日の東日本大震災により原子炉が緊急停止し、外部電源を喪失、非常用発電機も3機のうち1機が故障、かろうじて炉心溶融を免れた被災原発である。その上、40年間の長期間の運転で機器や配管の劣化が進み、放射線に晒されてきた原子炉本体の劣化が進んでいると考えられる。これまでに再稼働した原発では、2015年に再稼働した川内原発1号機で配管の損傷、2016年には高浜原発4号機で異常電流検出で緊急停止、今年3月にも再稼働したばかりの玄海原発3号機で配管から蒸気漏

れで運転停止など、何年もの停止を経て再稼働した原発では予測のつかないトラブルも起きているのが現実である。

万が一、東海第2原発で事故が発生すれば、広い地域が放射能で汚染され、埼玉県内にも汚染が広がることは免れない。東海第二原発から約90km離れた埼玉県東部に位置する久喜市地域へも、高濃度の放射性物質が飛散すると予測され、被曝による乳幼児の健康被害や、農作物の汚染は食べ物としても経済的にも大きな打撃を受けるのは必至である。

原子炉等規制法による運転の40年制限は、老朽化した原発の事故を防ぐための最低限のルールであって、その期限を超えての再稼働・運転延長は市民に大きな不安をもたらす。

茨城県内では44市町村中、今年6月議会までに、県庁所在地である水戸市をはじめ、久喜市と災害時相互応援協定を締結している結城市、また埼玉県境に隣接する境町、久喜市に隣接する五霞町などの30市町村議会が、東海第二原発について「再稼働を認めないことを求める意見書」「廃炉を求める意見書」「運転期間延長を行わないことを求める意見書」等を採択した。茨城県に隣接する千葉県、栃木県内の各自治体議会でも同趣旨の意見書の採択が続いており、埼玉県内の自治体議会として、また住民としても黙過することはできない。

よって、運転開始から40年になる東海第二原発の再稼働・運転延長を認めず、速やかに廃炉とすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
環 境 大 臣  
原子力規制委員会委員長

あて